



社会福祉法人川崎愛児園

令和5年度 事業計画（案）

児 童 養 護 施 設	川 崎 愛 児 園
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	野 川 つ く し ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	野 川 す み れ ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	生 田 あ や め ホ ー ム
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム	大 志
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム	こ も れ び
ま ぎ ん 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	
児 童 養 護 施 設	白 山 愛 児 園
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	結
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	紬
は く さ ん 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	

目次

I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画	1
法人全体の取り組み	2
地域における公益的な取り組みの推進	5
子育て短期利用事業	6
川崎市学習支援・居場所づくり事業「すえっ子広場」	6
居場所づくり事業「あいあい」	7
関係機関との連携	7
II 事業所事業計画	8
児童養護施設 川崎愛児園	8
地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム	10
地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム	11
地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム	13
川崎児童自立援助ホーム 大志	15
川崎児童自立援助ホーム こもれび	17
まぎぬ児童家庭支援センター	19
児童養護施設 白山愛児園	21
地域小規模児童養護施設 結	22
地域小規模児童養護施設 紬	23
はくさん児童家庭支援センター	24

【法人ロゴマークの意味】



「K」「A」の組み合わせに、簡略化した「千鳥（縁起の良い和模様の一つ）」を入れたデザイン。
語呂合わせで「千鳥＝千取り→千の福を取る」ということから、千鳥は「目標達成」や「たくさんの幸せがやってきますように」という意味を持ちます。

法人の基本理念

当法人は、命の尊さを大切に、愛情をもって社会福祉事業を効果的かつ適正に行い、地域社会への貢献に努めます。また、地域社会の中で「将来を担う子どもたちへ」の質の高い養育及び子育て支援を目指します。

- － 「命を大切にする心」
- － 「地域の中での養育と子育て支援」
- － 「健全な経営」

施設の基本方針

児童一人ひとりが命を大切にする心を持ち、心身ともに健康で調和のとれた人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活が営めるよう支援します。また、施設機能の専門性を活かし地域社会に協力します。

1. 一人ひとりの心身の成長に努めます
2. 一人ひとりの尊厳を維持し人権を擁護します
3. 一人ひとりの幸福のために支援します
4. 自立した社会生活が営めるよう支援します
5. 施設の専門的役割を果たします

養護目標

社会的養護を必要とする入所児童に対しての基本目標は次の通りです。

- (1) あいさつの正しくできる人に
- (2) 健康な心と体をもてる人に
- (3) 人に好かれ社会の役立つ人に
- (4) 感謝の気持ちをもてる人に
- (5) 人との調和がとれる人に
- (6) 思いやりのある人に
- (7) 基本的な生活や自立した生活ができる人に

I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画

国が公表している虐待の年間対応相談件数は 20 万件を超えるなど増加の一途をたどっています。こうした子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、令和 4 年 6 月には子育て世帯に対する体制強化及び事業の拡充を中心とした児童福祉法の改正が行われました。

このような状況下において、当法人としても求められる使命・役割が果たせるように社会や地域における多様な福祉ニーズに対して主体的かつ柔軟的に取り組み、「地域における福祉の発展と向上」に努めます。併せて「川崎市社会的養育推進計画」に基づき、令和 6 年の新たな新規事業開始に向けた準備に取り掛かります。

【養育支援】

法人の養護目標に基づき、こどもが人と協調しながら社会に貢献できる人間として成長できるように支援にあたります。個々に作成する支援計画ではこどもの課題解決のみならず、それぞれの長所や潜在的な力を伸ばす支援に力を入れていきます。生活支援では、権利擁護の観点からこどもが主体的に参加・意見表明できる場を保障し、安心・安全感を持ちながら生活できるように支援します。自立援助ホームについては、各々に自立支援担当職員を配置し、進学・就労支援及び退所児支援の強化に繋げていきます。併せて退所前に一定期間地域で一人暮らしを経験する自立生活支援事業を活用し、より効果的な自立前の訓練として位置付けます。

【地域支援】

地域の福祉課題に対して「児童家庭支援センター」を中心にアウトリーチ型の支援を実施します。また、要支援家庭には複数の福祉課題が潜在しており、これらの課題に包括的に対応できるようなサービスの展開や他機関、多職種との連携強化に取り組みます。

育児負担感を和らげるサービス「子育て短期利用事業」やひとり親家庭や貧困家庭をサポートする「地域の子どもの居場所事業」、子育て家庭の孤立予防「親子カフェ・親子広場」など、地域に必要な資源を展開します。それらの活動は、社会福祉協議会などの支援団体や地域のボランティアと協働することで、地域福祉の繋がりづくりも目指しています。

【人材育成】

更なる支援の充実及び事業拡大に向け 25 名の新任職員を採用しました。適任の職員配置を行いながら、各階層の人材育成により力を入れる必要があり、各施設内での研修と法人として施設合同・共通の研修を強化していきます。また、法人内他部署研修を通して全ての職員が事業そのものを理解することや緊急事態の対応に備え、事業継続が可能な体制を構築します。併せて養育・支援には常に困難が伴うため、職場内でのスーパービジョン体制の強化及び産業医と連携したメンタルヘルスにも力を入れていきます。

【施設整備】

施設整備においては地域の方の要望に基づき、川崎愛児園・地域交流スペースの一部を改修します。白山愛児園では高学齢児の増加に伴い、こどもの個室を更に増やし改修工事を計画しています。

1 法人全体の取り組み

(1) 法人組織運営

- ① 理事会及び評議員会の開催
 - ア 令和5年6月（決算、事業報告）
 - イ 令和5年12月（中間報告）
 - ウ 令和6年3月（予算・事業計画）
 - エ その他必要に応じて開催
- ② 監事監査の実施
 - ・ 令和5年5月
- ③ 法人組織体制の強化
 - ・ 施設連携会議を毎月開催
- ④ 規程の改訂
 - ア 法人組織規程
 - イ 契約職員・パート職員の就業規則・賃金規程
 - ウ 諸規程の改訂
- ⑤ 令和6年新規地域小規模児童養護施設の開所準備
 - ア 準備室の立ち上げ
 - イ 物件の選定
 - ウ 入所児童の調整・物品購入等

(2) 各事業所の安定的な運営と財務基盤の強化

- ① 各事業所の運営状況の把握と財務・会計管理
- ② 適正な職員配置（国基準職員・川崎市加配職員）別紙参照
- ③ コスト意識の醸成

(3) 事業運営の透明性

- ① ホームページによる情報公開
 - ・ 財務諸表・現況報告・役員報酬基準・事業計画・報告等の内容を公開
- ② 広報誌の作成及び情報発信
 - ・ 6月に法人全体で約2000部を発行予定
- ③ 法人パンフレットの見直し

(4) 人材の獲得・育成及び定着に向けた取り組み

① 人材の獲得

ア 養成校との連携強化（授業協力・実習の積極的な受け入れ・連絡会の開催）

イ 見学会の開催

ウ ホームページによる積極的な情報発信

② 人材の育成・定着

ア 職員階層別研修（新任・中堅・指導）

各階層で計3回の研修を実施。職員の計画的なスキルアップを図ります。

イ 個人計画シートの作成

5月に全職員がシートを作成。10月に中間評価、3月に総合評価を実施。作成時と総合評価の際には施設長との面談を実施していきます。

ウ 人材育成チェックリストを活用したOJT研修を毎月実施

エ 新任職員に対するチューター制度の実施

オ 法人内他部署研修

各事業所への研修を計50回予定。研修を通して新たな知識や取り組みを学び、自らの事業所に還元することで法人全体の育成強化を図ります。中でも地域支援に関する取り組みについては担当以外の職員にもその重要性を理解し、法人全体で取り組む意識の醸成を図ります。

カ 個々の研修ニーズに合わせた外部研修への参加

(5) 職場の処遇改善及び職場環境の整備

① 職員健康管理の推進

ア 6月にストレスチェックを実施し、結果や要望に応じて産業医や心理士による職員の個別面談を実施します。

イ メンタルヘルスに関する勉強会の開催

② 衛生委員会による職場環境の整備

毎月委員会を開催し、衛生に関する目標を設定し取り組みます。

(6) ヒヤリハット・事故

① 傾向と対策の検討

事故・インシデント対策会議を毎月実施。事故・インシデントレベルを定め、傾向と対策を分析し予防的な取り組みに繋がります。

② ヒヤリハット・事故報告書

多様な事例に合わせて対策を協議・分析できるように報告書のフォーマットを見直します。

(7) 苦情解決

① 苦情解決の仕組み周知

職員とこどもに向け、苦情解決のフローチャートや第三者委員の役割について説明します。

② 外部の苦情受付機関との連携

かながわこどもサポートや人権オンブズパーソンとの連絡会・勉強会に参加します。

③ 苦情対応に関する勉強会の実施

苦情対応に関する園内研修の企画・開催します。

(8) 権利擁護

① こどもの意見表明の機会の保障

ア こども集会の開催

年間12回開催。こども立案の行事企画や生活ルールの見直しを検討

イ 意見箱の活用

各事業所にそれぞれの意見箱を設置し、こども達が投稿する形で活用します。生活に関連する事柄で大人に話し合っしてほしいことを記入します。

② 職員の権利擁護に対する意識強化

ア 国の示す「被措置児童等虐待防止ガイドライン」と法人で定めている「権利擁護虐待防止規定」の周知徹底を図る研修会の開催

イ 人権擁護チェックリストを年3回実施

ウ 「不適切な関り」「こどもの権利を尊重した関り」をテーマとした職員による意見交換会を支援会議内で毎月実施

③ 権利擁護虐待防止委員との連携

ア 年3回の委員会の開催

イ 委員のこども集会や施設行事への参加

④ 人権擁護研修への参加

(9) 事業継続体制の整備

① 災害を想定した訓練の強化

毎月の避難・消防訓練に加え、炊き出し訓練や職員の緊急招集に関する訓練を実施

② 建物・設備の安全対策

各事業所に修繕計画を作成し実施

③ 他の地域施設との防災に関する連携強化

④ 年一回事業所ごとに災害用備蓄食品の入れ替えと備品の点検を実施

(10) 里親・ファミリーホームへの支援

① 相談支援

里親・ファミリーホーム連絡会への参加や家庭訪問を通じて相談支援を実施

② 里親ケースのレスパイト受け入れ

③ 里親・ファミリーホームとの勉強会を企画・開催

年2回の勉強会を自主的に開催。テーマについては里親の情報共有と相互支援関係の構築を目指し各連絡会等で募ります。

④ 心理療法支援

必要に応じて里親委託児童への心理面接やプレイセラピーを実施

(11) SDGsに関する取り組み

当法人の活動はSDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念と全て合致しています。多様性と包摂性のある社会の実現に向け、こども達が主体となって未来を作っていくよう以下の取り組みを実施します。

- ① 児童養護施設の運営を通してこどもやその家族を支援し、家族再統合及び自立に繋げていきます。支援にあたっては地域と協同しながら取り組みます。
- ② ひとり親家庭や貧困等の福祉課題を抱える家庭に対し、「居場所づくり事業」を通して学習支援や食事の提供、育児に関する相談支援を実施します。併せて、川崎市社協SOS事業（生活困難者対応）に参加し、食料支援品の備蓄拠点（フードパントリー）として協力します。
- ③ 自立援助ホーム「こもれび」の機能を活用して、退所者（概ね30代までを対象）に対して生活及び就労等のサポートをする「青年期支援事業」を実施します。
- ④ 多様な福祉ニーズを抱えた地域の家庭が孤立しないよう、「子育てサロン」や「親子広場」、「子育てに関する研修・講話」等を実施し虐待の予防にも努めます。
- ⑤ その他、SDGsの掲げる目標に則した活動

2 地域における公益的な取組みの推進

(1) 川崎市社協SOS事業（生活困難者対応）への参加

宮前区において備蓄拠点（フードパントリー）として協力し、関係機関との連携を図り困窮家庭を支援していきます。

(2) 地域協議会の実施

年3回の協議会を実施し、福祉ニーズの確認や支援に関する意見交換を実施します。

(3) 地域交流室の有効活用

関係機関や地域の方に貸し出す他、地域向け講座やイベントを定期的で開催します。

(4) ボランティアの活動支援、育成

ボランティアの連絡協議会を年3回実施予定。その中で勉強会も実施しボランティアの育成

を図ります。また活動支援に関しては職員用ボランティア対応マニュアルを活用します。

3 子育て短期利用事業

- (1) 福祉ニーズに応じてショートステイ、デイステイ、レスパイトケアを実施
担当職員と児童家庭支援センターで毎月連絡会を開催し、家庭状況やこどもの発達状況を共有した上で支援にあたります。利用者が増加する現状を受け、可能な限りニーズに応えられるよう職員体制の強化を図ります。
- (2) 他の子育て短期利用事業実施機関との連携
川崎市内の他の子育て短期利用事業実施機関と連携し、意見交換や互いの施設の見学、現場研修等を実施し、支援の向上に繋がります。

4 川崎市学習支援・居場所づくり事業「すえっ子広場」

- (1) 久末地区の市営住宅集会所を利用し、職員・ボランティアを配置して活動
生活保護世帯やひとり親世帯などの生活困窮家庭の子ども（小学生 5 年生～中学 3 年生）に、市営団地の集会所で学習支援や余暇活動を行います。実施は、週 2 回（火・木）。小中学生がそれぞれ 10 名ずつ参加予定。
- (2) 地域住民や近隣の高齢者施設（社会福祉法人緑成会）との協同
地域の福祉に想いのある住民や学生に、運営スタッフとして参加してもらえるよう働きかけます。また、近隣の高齢者施設と共同イベントを企画するなど、地域の福祉力の向上を意識して活動します。
- (3) 広報活動の強化
近隣の小学校や保健所とも連絡会を 2 回以上実施し、利用者ニーズの把握とニーズに対する主体的なアプローチをします。
- (4) 学習支援の強化
学習に課題を抱える児童が多いという現状に合わせ、個々の学力に合わせた学習教材を作成・準備します。併せてタブレット等のデジタル機器も個別に用意し活用します。

5 居場所づくり事業「あいあい」

- (1) 川崎愛児園の地域交流スペースを活用し、地域の小学生対象に学習・余暇・食事の支援を実施

地域住民を中心とした運営スタッフで構成し、スタッフ同士の意見交換会を年 2 回予定。こどもや家庭とのふれあい・支え合いの基盤を醸成します。

- (2) 広報活動の強化

「すえっ子広場」事業と同じく広報活動に力を入れ、支援を必要とする家庭に主体的にアプローチします。

6 関係機関との連携

- (1) 児童相談所や教育機関、医療機関等との児童支援に関する連携

児童相談所や教育機関とは定期連絡会を年 3 回以上実施。医療機関とは必要に応じて個別のケース会議を開催する他、医療をテーマとした園内研修の講師を依頼予定。

- (2) 地域の福祉ニーズ調査や地域貢献事業の発展を目指し、地区・区・市の社会福祉協議会をはじめとした地域支援機関との連携

- (3) 事業に関連するその他の機関との連携

Ⅱ 事業所事業計画

1 児童養護施設 川崎愛児園

こども支援の更なる充実に向け、学習支援や進路指導を強化します。学習支援においては基礎学力と学習習慣の定着に向け年少児からの支援体制及び実施計画を作成することで、学習に苦手意識を持つこどもにも個別支援を実施し、学力のみならず自己肯定感の向上に繋げていきます。進路指導においてはこどもが未来を描きながら過ごせるように小学生から職場体験や大学見学等の機会を作るほか、学齢に応じた進路決定をサポートします。

生活支援においてはこども達の主体性を育む支援を強化します。こどもの権利保障の考え方に基づき、意見表明や意思決定する機会を生活の中に改めて位置づけていくほか、多様な価値観に触れる機会を作ります。

人材育成では昨年度に続いて指導的立場である職員の育成強化を図ります。法人としての研修に加え、事業所単位でのリーダー研修を実施し、後輩職員の育成をはじめとしたマネジメント力の向上を図ります。

重点項目

① こども支援の更なる充実

ア 学習支援の強化を図り、基礎学力と学習習慣の獲得及び、自己肯定感の向上に繋がります。支援にあたるボランティアスタッフの確保と育成にも力を入れます。

イ こどもが意見表明や意思決定できる機会を生活の中で作ります。園全体で実施するこども集会と併せてユニットごとのこども会議を毎月実施するほか、日々の声掛けにも反映させることでこどもの主体性を育めるよう支援します。

ウ こどもが未来を描きながら過ごせるよう、職場体験や大学見学、卒園生からの講話等を計画します。

エ 養育において項目ごとに目指すべき姿を示した「児童指導別項目内容」の見直しを行います。これまで活用しているものはユニット制に移行する前に作成されたものであるため、現状に沿った内容に変更していきます。

② 人材育成

ア 指導的職員に対し会議及び年2回の指導的職員園内研修において、現状の課題共有と取り組むべき目標の設定を図ります。中でもリスクマネジメント・スーパーバイズ・指導者としての基本姿勢を強化ポイントとして掲げ取り組みます。

イ 法人としての研修とは別に事業所としての園内研修にも力を入れていきます。外部講師研修を6回、園内の階層別研修を新任、中堅、指導ごとに各2回ずつ実施します。また対応が難しいケースを毎月選定し、支援内容を掘り下げていく個別支援検討会議を10回実施します。

ウ 新任職員に対しては個々にチューター職員を配置し、メンタルサポートを含めた育成担当を

担います。

エ 全職員対象に個別計画シートを作成し中間評価と年度評価を実施します。

③ その他

ア 第三者評価を受審します。評価結果に合わせて課題の改善に取り組みます。

イ 施設整備においては地域の利用者が使いやすいように地域交流スペースの一部改修を進めます。

2 地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

こども一人一人が安全で安心して生活できる様、日々のコミュニケーションを大切にしていき、温かみのある家庭的なホーム作りを目指していきます。学習支援にも力を入れて家庭学習や通塾等で学力の底上げを図っていきます。

地域との関わりで顔の見える関係づくりや、学校行事にも積極的に参加をしていきます。

関係機関と連携をしていき、こどもの情報共有や問題解決に向けて支援できるよう努めていきます。

重点項目

- ① こどもが意見表明を出来る環境作り
 - ア 毎月ホーム会議を実施し、こども達と話し合いが出来るようにします。
 - イ 安心安全チェックリストを毎月実施します。
 - ウ 日々の会話の中で、こどもの状況把握や異変等を察知しアプローチをしていきます。

- ② 個々の学力の向上
 - ア こども一人ひとりにあった学習支援をしていきます。
 - イ 家庭学習や通塾等を利用し、学習支援の強化を図ります。
 - ウ 学校と連携をして、こどもの学習状況を共有していきます。

- ③ 個々にあった性教育の実施
 - ア こどもの年齢に沿った性教育を実施します。
 - イ 関係機関と連携を図り、正しい性教育の知識を深めていきます。

地域における取り組み

- ① 関係機関との連携強化
 - ア 学校や児童相談所と情報共有し、こども達の状況確認をします。
 - イ 必要に応じて、個別支援会議を行い問題等の支援にあたります。

- ② 学校行事、地域活動への参加
 - ア 学校行事の手伝いを積極的に行います。
 - イ 日々の挨拶から始め、地域清掃等にも参加します。

- ③ 各連絡会議の参加や情報の収集
 - ア 地域の連絡会議に参加します。
 - イ 児童・母子福祉施設協議会に参加します。

3 地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

昨年度末で高校生男児が就職自立し、今年度は高校生が3名、中学生が1名、小学生が1名という児童構成となり、昨年度に引き続き高齢児中心のホームとなります。高校3年生は2名おり、高校卒業後の進路に向けて安心して進路の選択ができるように学校や他機関との連携を取りながら進めます。

自立や家庭復帰後を想定しながら、日常生活の中で必要な力を身に付けられるよう、個々に応じた生活スキルをこどもと考えながら取り組んでいきます。

こども達一人ひとりが安心安全に過ごせるホームを目指し、家庭的で温かみのある雰囲気大切にします。また、こども達がお互いを尊重し合える関係を築きながら優しく思いやりのある心を育てていくよう支援します。

重点項目

- ① 個別ケアの強化、優しさ、思いやりのある心を育てる支援
 - ア 意図的に個別の時間を作り、こどもとの関係性を深めていきます。
 - イ 多様性を認めお互いを尊重し合える関係性を築けるように大人が模範となり、自分も相手も大切にコミュニケーションを取れるように支援していきます。
 - ウ 日々の会話や安心安全チェックリストを通して、こども達の変化を把握します。安心した生活が送れるように必要な支援を行います。

- ② 自立に向けて個々に合わせた生活力向上の為の支援
 - ア 生活していく上で必要な知識や技術を身に付けられるように調理や買い物、清掃等を一緒に体験し、こども達の生活力向上に努めます。
 - イ 自立支援事業の機関を活用し、自立に向けた講話やプログラム、職場体験等に積極的に参加します。
 - ウ 適切な金銭感覚が持てるように生活の中でお金の仕組み、大切さ等を伝え、一緒に考える機会を増やします。
 - エ 見通しを持ち、自ら考え行動できる力を養えるよう支援します。

- ③ 学習支援の強化、個々に合わせた性教育
 - ア 一緒に宿題に取り組み、学習状況を把握しながら個々に合わせた学習方法をこどもと考え、学習ボランティアや塾の利用、自宅学習の強化をしながら学力向上に努めます。
 - イ 将来の方向性を一緒に考え、必要な情報を集め、安心して進路選択ができるように支援します。
 - ウ 個々の性に対する興味関心や知識を把握し、正しい知識を持てるよう個々に合わせた性教育を行います。

地域における取り組み

- ① 地域行事や清掃活動の参加、地域と近隣住民との良好な関係作り
 - ア 地域の連絡協議会の参加、地域の催しや手伝いへの参加を子どもと共に行います。
 - イ 子どもと職員共に地域の方に挨拶をしっかり行い、地域住民の方との交流を積極的行います。
 - ウ 地域の資源ごみの回収場所として協力しています。

- ② 各学校、関係機関との積極的な連携強化
 - ア フェスタ委員としてPTA活動に参加する予定です。学校行事の手伝いに積極的に参加します。
 - イ 各学校と密に連絡を取り合い、児童状況の把握、情報共有を行います。必要に応じて児童相談所ケースワーカー立ち合いのもと、カンファレンスを行います。
 - ウ 学校行事、保護者懇親会、部活動の応援等に積極的に参加し、他の保護者との関係性を構築します。

- ③ 各連絡協議会への参加と情報の収集
 - ア 地域の連絡協議会に参加します。
 - イ 児童・母子福祉施設協議会に参加します。

4 地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

今年度は新しくホームに入ってきた子ども達もおり、適切な養育環境で安心して生活が出来るように気持ちを受け止めます。また、快適で心地好い環境を提供し、子ども達がお互いに思いやりを持って生活出来るように支援します。ホームを出た子ども達のアフターケアにも力を入れながら、安心して自立が出来るように支援していきます。職員一人ひとりの養育の質を高める為にも人材育成に力を入れ、職員個々の能力向上を目指します。

重点項目

① 生活支援

- ア 子ども達がお互いに相手を尊重し、思いやりを持った関りができるように支援します。
- イ 子ども達が自ら環境を整える力を身に付けられるように支援し、事故を予防できるような生活環境づくりを行います。
- ウ こどもの発達段階に応じて経済観念や、金銭管理が身に付くように支援します。

② 学習支援、性教育の実施

- ア 児童の発達や能力に合わせた教材を準備し、学力の向上を図ります。
- イ 必要に応じて塾を活用し、塾や学校と連携して学習支援を行います。
- ウ 性教育において必要な知識の習得を職員が行い、こどもの年齢や発達段階に合わせた性教育を実施します。

③ 自立支援

- ア 社会性を養うことで責任感を身に付けられるように、日頃から意識できるような声掛けを行います。
- イ 個々の年齢、発達に応じて様々な体験や経験の機会を確保し、必要なスキルを身に付けられるよう自立プログラムを実施します。
- ウ 関係機関と連携し、個別の課題に向けた支援を行います。

地域における取り組み

① 地域貢献

- ア 地域のお祭りや子ども文化センターの行事等に参加し地域との交流を深めます。
- イ 地域の清掃活動等に参加し、子ども自身が地域に根付いていけるよう働きかけます。
- ウ 近隣住民との挨拶等子ども達も自然に行えるように日々の関わりの中で円滑な交流を心掛けます。

② 学校との連携、学校のPTA活動への参加

- ア 個人面談や必要に応じて学校と連携を取り合い、児童状況を共有します。
- イ 学校行事の手伝いやPTA活動等、積極的に協力します。
- ウ 学校行事や懇談会等に参加し、保護者や担任との交流に努めます。

③ 各連絡協議会への参加と情報の収集

ア 地域の連絡協議会に参加します。

イ 児童・母子福祉施設協議会に参加します。

5 川崎児童自立援助ホーム 大志

川崎市の自立援助ホームとして、13年が経ちます。全国的に自立援助ホームの設立が増えております。2022年4月から成人年齢が18歳へと引き下げられました。成人といえども経験や失敗を積み重ねていかなないと分からないことが多くあるかと思えます。その一方で何かあれば、成人だからと責任を負わなければならない状況でもあります。目の前にいる児童に対して、伝えたいことはたくさんあります。問題が起きて初めて、気が付かされることも多岐にわたります。私たちにとって当たり前のことだと思っていたことが、教えなければならないことの一つであったのだと感じます。これからも生活を共にしながら、当たり前のことを一緒に経験していきたいと思えます。

重点項目

① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援します。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、指導を行います。
- ウ 快適な環境を整備、こども自身による整理整頓の意識向上に向け支援します。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで課題を共有し解決・実施に繋がります。

② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけます。
- イ 就労への取り組む姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に対応します。
- ウ 進学を目指すこどもには、塾や奨学金を検討し、進学の幅を広げます。

③ 自立支援

- ア 入居児・年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行います。
- イ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて確認します。
- ウ 自立支援担当職員を配置し、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後の自立に向けた支援を強化します。
- エ 一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、社会的自立の促進を図るため自立生活支援事業を活用します。

④ 他機関との連携

- ア 法人内連携
- イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校、就労先等との連携を図ります。
- ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック・神奈川県自立援助ホーム協議会に参加します。

地域における取組み

- ① 麻生区多種多様連携会議に参加します。
- ② 町内会のイベントや行事へ積極的に参加します。
- ③ 地域住民への挨拶、積極的な交流します。
- ④ 児童・母子福祉施設協議会に参加します。

6 川崎児童自立援助ホーム こもれび

「川崎児童自立援助ホームこもれび」として3年目を向かえ、退所利用者の数も児童自立生活援助事業5名、社会的養護自立支援事業1名、青年期自立支援事業1名となりました。退居後のアフターケアに力を注ぎ、近況確認や、社会で暮らしていけるようサポートするために月1回の面会を実施します。

昨年度から利用者の66パーセントを高校生が占めるようになりました。関係機関との連携を大切に、進学や就労ができるように一人ひとりの目標に沿った支援を行い、利用者自身が目標に向き合えるようにサポートします。

また、ホーム内での人間関係にとどまらず、社会のコミュニティーに率先して参加することで自己肯定感を高め、社会の一員として役割を担うことの大切さに気づけるようにサポートします。

重点項目

① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるように支援します。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、サポートを行います。
- ウ 利用者自身による環境整備等が行えるようにサポートします。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで目標を共有し解決できるように努めます。

② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけを行います。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に対応します。
- ウ 進学を目指す利用者には、塾を検討し、進学の幅を広げていきます。

③ 自立支援

- ア 年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行います。
- イ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて、確認します。
- ウ 自立支援担当職員を配置し、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後の自立に向けた支援を強化します。
- エ 一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、社会的自立の促進を図るため自立生活支援事業を活用します。

④ 他機関との連携

ア 施設間連携

イ 児童への適切な支援につなげられるように児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校等との連携を図ります。

ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック・県内自立援助ホーム情報交換会に参会します。

地域における取組み

- ① 多種多様な連携会議に参加します。
- ② 町内会のイベントや行事へ積極的に参加します。
- ③ 地域住民への挨拶、積極的な交流します。
- ④ 児童・母子福祉施設協議会に参加します。

7 まぎぬ児童家庭支援センター

まぎぬ児童家庭支援センターは、困難な状況にある地域の子育て家庭からの相談に応じ、区役所や児童相談所といった行政機関を中心に地域の様々な関係機関と連携して子育て家庭を支援しています。

新型コロナウイルス等感染症拡大により、在宅ワークなどの生活変化や、保護者が乳幼児を連れて密に他者と関わりにくい社会環境となるなど、こどもを取り巻く生活様式には変化が見られています。そうした地域生活の変化にあわせ改正児童福祉法が施行され、地域支援を充実させる方針が示されています。多様化していくニーズに耳を傾け、今必要とされる支援は何かを常に考えながら引き続き地域支援に努めていきます。

(1) 運営事業

① 相談事業

地域のこども、家庭、関係機関からの相談に、社会福祉士・心理士・保育士が専門性を活かして相談支援を行います。電話や来所相談だけでなく、家庭訪問やオンラインを利用した面談等、利用者のニーズや状況に合わせて対応します。

② 関係機関との連携・連絡調整

行政だけではなく学校・保育園、医療機関等と連携し、支援が必要なこどもや家庭に対し多角的な視点で支援を行います。また、地域の関係機関の見学や訪問等を行い、必要時に相談者を適切な支援機関にスムーズに繋げられるように連携を深めます。当センターでの取り組みにおいても、積極的に広報活動を行ない、他機関に当センターを知ってもらうことでスムーズな連携が図れるように努めます。

③ 子育て短期利用事業に関する相談・調整

「川崎市子育て短期利用事業」に関して、保護者からの相談に応じ利用調整及び必要な支援を行います。利用期間中の学齢児の学校送迎や、利用者年齢・日数など、利用者のニーズや状況に応じて必要な関係機関と連携しながら弾力的に運用します。また、必要に応じて地域既存の子育てサービスを活用できるように保護者へ社会資源の情報提供を行います。

④ 予防的支援

保護者への支援として、育児負担感が高まる前にリフレッシュできるイベントの場を「親子カフェ」と称し、予防的な取組を行います。地域の声を反映する形で前年度より開始した、地域の乳幼児親子が気軽に集まれる場「まぎぬ親子広場」も引き続き開催します。また、こどもとの関わり方を学ぶグループプログラムとして「ペアレントトレーニング講座」も前年度に引き続き実施します。

こどもたちへの直接支援としては、地域のこどもたちが孤立せず、困り事を相談できる場として利用してもらえるよう、学習・余暇・食事等ができる居場所の提供を通して関わっていきます。具体的には、施設の地域交流スペース等を活かして夏休みの日中居場所支援を実施します。

家庭における困難さを関係機関が、連携して早期発見できるように地域との関係づくりにも引き続き取り組みます。また、地域の子育てイベント等に参加・協力し、児童家庭支援センターを子育て支援の場として地域の人々に広く知ってもらう機会となるように努めます。

<実施予定>

(対象) 目的	内容	頻度
(保護者) リフレッシュ・交流	親子カフェ	月1程度
(保護者) リフレッシュ・交流	親子広場	月2程度
(保護者) 子どもとの関わりを学ぶ	ペアレントトレーニング講座	年2回
(小学生) 孤立防止・交流・家庭見守り	小学生居場所支援	夏休み週1程度
(中高生) 孤立防止・交流・家庭見守り	中高生広場	2カ月に1回程度

<地域イベントへの参加予定>

(対象) 目的	内容	頻度	主な連携先
(保護者) 孤立防止・交流	プレママ・ママの会	月1回	民生委員 児童委員 区役所
(保護者) 孤立防止・交流	地域子育てフェスタ	年2回 (高津・宮前)	地域住民 区役所

⑤ 地域ニーズの把握と社会資源の開発・運営

地域の民生委員、主任児童委員、行政、教育機関、福祉施設等の関係機関と情報を交換し、地域ニーズに応じて社会資源を開発し運営します。

地域児童からの要望を受け、今年度からは中高生を対象に、コミュニケーションなど他者との関係に苦手さを感じているこどもも集まりやすい場として、新たな居場所の開設も検討しています。

(2) こども虐待防止啓発活動

- ① オレンジリボンたすきリレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。
- ② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

8 児童養護施設 白山愛児園

今年度は、こども達の課題だけに目を向けるのではなく、こども達の良いところ・強みに視点を置き、こども達一人ひとりがその子らしく生活できるように日々の養育・支援に取り組みます。さらに、こども達の意見表明の場を設け、こどもや保護者が参画できる自立支援計画の見直しを図ります。各ユニット職員5人体制となるため、引き続き人材育成についても強化できるように取り組んでいきます。

開所当初は、横割りのユニット構成でしたが、開所時からの入所児童の年齢が上がったことや新規入所児童の受入もあり、縦割りユニット構成にしました。また、こども達の特性や発達課題等も考慮し、職員全体で改築について検討し、幼児部屋として活用していた部屋を個室部屋へと改築を行います。

重点項目

- ① こどもの強みや良いところに着目したアセスメントを基にした自立支援計画づくりに取り組む
 - ア アセスメント項目の検討・作成を行います。
 - イ こどもと保護者の参画についての検討を行います。
 - ウ 計画票の見直しを行います。
 - エ 次年度の計画票に反映させます。

- ② 養育の質の向上
 - ア こども達が掲げた目標に向け、支援を行います。
 - イ こども達個人の強みや良いところに着目した支援に取り組みます。
 - ウ ストレスがかかっても、跳ね返す心の柔軟性や強さを持てるように支援します。

- ③ 人材育成の強化
 - ア 園内階層別研修の充実
 - 階層別研修を新任、2～3年目、中堅、上級ごとに各2回ずつ実施します。
 - イ OJTの強化
 - 指導的職員が新任職員向けのOJTの指導方法や指導内容等の標準化を検討します。

9 地域小規模児童養護施設 結

今年度は中学校に進学するこどもが1名いるため、新しい環境に慣れるように学校と連携しフォローしていきます。また、措置延長をして大学に進学する児童も1名います。新生活のフォローを行いつつ、自立の準備を児童と一緒に進めます。その他の児童についても、学校や関係機関と連携しながら、一人ひとりにあったより良い支援を考え、実施していきます。

自立した卒園生が2名いるため、アフターケア計画に基づき必要な支援を実施します。

白山愛児園や紬との連携を密に取り合い、園全体でこどもの支援や活動を行えるように努めます。

重点項目

① こどもが安心して生活できる環境づくり

ア 月に1回ホーム会議を実施し、生活全般に関して児童の意見を聞く場を設定します。日々の生活の中でも、児童の話や意見を聞くように関係を築いていきます。

イ 家庭の温かさを感じられるような環境の整備に努めます。

ウ 専門職間で情報共有をこまめに行い、こども像を共有し客観的に捉え、支援を行います。

② アフターケア

ア 定期的に連絡を取り、退所後の生活の様子や仕事等での困り感等を聞きます。

イ 退所児童をホームに招くことや一緒に出掛ける機会を設けるなど相談しやすい環境づくりに努めます。

ウ 定期的に退所児宅を訪問することで生活状況を把握し、必要に応じて家事の手伝いや金銭管理のフォローを行います。

地域における取り組み

① 学校や児童相談所等の関係機関との連携

ア 面談や日々の連絡帳・電話でのやり取りを通して、児童の情報共有を行います。

イ 学習面や授業での困り感を把握するとともに、学校や児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、必要に応じた支援に繋がります。学習支援員や塾との連携を大切に、こどもの学習支援に努めます。

ウ 学校行事や懇談会、委員会等に参加し、保護者との交流を図ります。

② 地域活動への参加

ア 月に1回行われている防犯パトロールに参加し、地域の安全強化に努めます。

イ 地域の防災訓練や近隣公園の清掃活動等に積極的に参加します。

ウ 学校での行事や委員会、地域のお祭りや自治会活動に参加し、地域の方と交流を深めます。

10 地域小規模児童養護施設 紬

今年度は昨年度に引き続き、清掃や祭りなどの地域行事に積極的に参加し、地域の方との交流を深めます。

ホームでは高校3年生が1名、中学3年生2名いるため、進路を決めていかなければなりません。それぞれの進路を一緒に探すことで一人ひとりにあった支援ができるように努めます。

中高生が多いため日々の生活の中で自立に向けての働きかけ、イメージが持てるような支援に努めます。紬ホームらしさを持ち、楽しく、穏やかに過ごせる環境を職員とこどもで作り上げます。

重点項目

- ① こどもが安心できる環境づくり、自立に向けた支援
 - ア こどもたちが意見を出し合い、生活しやすい環境を整えます。
 - イ 自立するうえで必要な知識等を、日々の生活の中で伝えられるように支援します。
 - ウ こども一人ひとりが、進路について早い段階から考えられるように情報収集を行います。また、進路に関して視野を広げられるように他機関とも協働し、支援に努めます。

- ② 部活や塾、習い事を奨励し、豊かな経験が積めるよう支援
 - ア 様々な経験から興味関心の幅が広がるように支援します。
 - イ 職員も積極的に参加し、共に取り組む姿勢を目指します。

地域における取組み

- ① 地域活動への積極的な参加
 - ア 掲示板や回覧板等で地域活動状況を把握し、行事等に参加します。
 - イ 祭りの際は準備から積極的に参加し、ホームとして店舗を出すことで、地域の祭りを盛り上げます。
 - ウ 習い事や学校行事を通じて地域活動へ参加し交流を深めます。

- ② 学校や他機関との連携
 - ア こども一人ひとりに応じた支援が出来るように学校との連携に努めます。
 - イ 学習支援員や塾、学習ボランティアと連携し、日々の生活の中で学力が定着するように支援します。
 - ウ 家族に関して、児童相談所と情報共有を行います。必要に応じてカンファレンスを実施し、よりよい支援ができるように努めます。

11 はくさん児童家庭支援センター

近年、当所での相談内容は、単親世帯、保護者のメンタル不調、こどもの発達への偏り、親子関係不調など多岐に渡っており、家庭での困り感が複雑になっていることが窺えます。数年前から導入したケースの受理、援助方針、進行管理の体系が構築され、定着しました。今年度はより一層個々の家庭のニーズに沿ったきめ細やかな支援を実践します。

今年度より、中学生のグループ活動を始めます。これまで小学生グループに参加していた子どもと家族との関係を途切れさせず、継続してこどもの成長を支援し、家族の不安感を軽減することを目的としています。

(1) 運営事業

① 相談事業

利用者のニーズや状況に合わせた方法で家庭や地域、他機関からの相談に対する支援を行います。相談員、心理士が専門性を生かした丁寧なアセスメントを心掛け、適宜 SV を受けながらそれぞれの子どもや家庭に合わせた支援を計画し、対応していきます。

② 関係機関との連携・連絡調整

子どもや家庭に対して迅速かつ的確に支援を行なうために関係機関との連携を緊密に図ります。また、近隣の子育て支援のサークル、機関への見学や訪問などを行い、白山地区の機関（白山保育園、白山こども文化センター、子育て支援センターみなみゆりがおか）との連携を相互に深め、地域住民に対して子育ての支援の情報を発信します。

③ 子育て短期利用事業の利用調整および相談援助

単親世帯、保護者のメンタル不調、こどもの発達への偏り、親子関係不調など保護者の困り感が複雑、多岐に渡っています。利用者との面接や情報提示の内容、広報の仕方を見直し、子育て短期利用事業の利用をきっかけとして相談に繋げることができるように、家庭の問題が軽減することを目指して支援します。

④ 地域のニーズに応じた子育て支援事業

ア 乳幼児の子育て相談支援・フリースペースを提供します。

・子育てスペース・ママン（毎月2回・10時～12時）の開催

その中で、区の栄養士や保健師、保育士を講師としたミニ講座の計画・実施

イ 相談対応ケースの内、保護者に時間的、精神的、経済的に余裕がないケース、または、こどもに発達への偏り等があり、一般的にこどもが経験できる活動や余暇体験が得にくい環境にある子どもに対する個別・グループ活動を行います。

・「はお」（月4回程度、水 放課後）

・中学生「はお」（月1、2回 土日祝）

・季刊イベント「はおハオ」（年4回、7月、10月（愛児園祭り）、1月、3月）

・「はお」保護者の集い（年1回～）

ウ 発達に課題のあるお子さんを支える保護者のための講座を開催します。地域で活動されている支援者や保護者を講師として招き、子育て支援の一助とします。

・親オヤ講座の開催（年6～7回程度、対面での実施）

エ ペアレントトレーニングを開催します。（4～5回、来所での実施、外部講師予定）

⑤ 広報・啓発活動

ア 関係機関へ訪問し、広報、啓発活動を行います。

イ 公式LINEアカウントの運営、定期的な子育てに関する情報提供を実施します。

ウ 地域のお祭り等へ積極的に参加します。

⑥ 関係機関等主催の研修会への参加

(2) こども虐待防止啓発活動

① オレンジリボンたすきリレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。

② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

③ 市内児家センの啓発を目的に親子コンサートを実施します。

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和5年4月1日予定(定員42名 在籍37名)

学年	2歳	年少	年中	年長	小1	2	3	4	5	6	中1	2	中3	高1	高2	高3	合計
男	0	1	2	3	2	0	1	2	1	2	2	1	2	1	1	2	23
女	0	1	0	0	0	2	1	1	2	2	0	0	0	1	3	1	14
計	0	2	2	3	2	2	2	3	3	4	2	1	2	2	4	3	37

地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

令和5年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小3	小4	中1	中2	高2	合計
男	1	0	0	1	1	3
女	0	1	1	1	0	3
計	0	1	1	2	1	6

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和5年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

学年	小6	中1	高2	高3	合計
男	1	1	0	0	3
女	0	0	1	2	2
計	1	1	1	2	5

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和5年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小2	小4	小6	高2	専2	合計
女	1	2	1	1	1	6
計	1	2	1	1	1	6

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和5年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

年齢	17歳	18歳	19歳	合計
女	2	1	3	6
計	2	1	3	6

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和5年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

年齢	17歳	18歳	19歳	20歳	合計
男	2	1	1	1	5
計	2	1	1	1	5

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和5年4月1日予定(定員30名 在籍27名)

学年	年少	年長	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	その他	合計
男	1	0	1	1	2	1	0	1	0	1	0	0	1	1	1	11
女	0	3	0	1	1	0	2	1	2	2	2	0	1	1	0	16
計	1	3	1	2	3	1	2	2	2	3	2	0	2	2	1	27

地域小規模児童養護施設 結

令和5年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小2	中1	2	高2	その他	計
男	1	1	0	1	0	3
女	0	0	2	0	1	3
計	1	1	2	1	1	6

地域小規模児童養護施設 紬

令和5年4月1日予定(定員6 在籍6名)

学年	小 3	中 1	3	高 2	3	計
男	1	1	1	0	0	3
女	0	0	1	1	1	3
計	1	1	2	1	1	6

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和5年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	栄養士	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	非常勤職員	合計
国	1	1	1	1	1	4	1	2	1	17			30
市										20	1		21
施												1	1
計	1	1	1	1	1	4	1	1	1	37	1	1	52

地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

令和5年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和5年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	5.5	0.5	6

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和5年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和5年4月1日予定

職種	国	市	計
自立支援担当職員	1	0	1
保育士・指導員	2.5	1.5	4
計	3.5	1.5	5

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和4年4月1日予定

職種	国	市	計
自立支援担当職員	1	0	1
保育士・指導員	2.5	1.5	4
計	3.5	1.5	5

まぎぬ児童家庭支援センター

令和4年4月1日予定

	相談員	心理士	計
国	2	1	3

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和5年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	学習支援員	非常勤看護師	合計
国	1	1	1	2	4	1	2	1	13				26
市									19	1	1		21
施												1	1
計	1	1	1	2	4	1	2	1	32	1	1	1	48

地域小規模児童養護施設 結

令和5年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

地域小規模児童養護施設 紬

令和5年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

はくさん児童家庭支援センター

令和5年4月1日予定

	相談員	相談員(非)	心理士	計
国	2		1	3
施		2		2
計	2	2	1	5

原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り育てる責務があります。私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にされた支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

・ 児童養護施設倫理綱領

児童養護施設職員倫理綱領を理解して行動します。

・ 児童養護施設運営指針

児童養護施設の運営指針を理解し行動します。

・ 児童虐待防止

被措置児童虐待防止ガイドラインを理解し行動します。

施設で生活を共にする、こどもや職員による虐待を防ぎ安心安全な生活を保障します。

また、関係者らと連携して児童虐待防止の取り組みをします。

・ 家庭環境調整

家庭との調整においては、児童相談所との連携に関するガイドラインを理解し実施します。

・ 人権・権利擁護・差別の禁止

利用者の尊厳を守り、一人の人間としての生活を支えるため、その人権・権利擁護に努めます。

また、性別、宗教、国籍、身体的事情等による差別を行いません。

・ 養育の質の向上と人材育成

高度な知識や技術の習得・実践に努め、より質の高い養育を目指します。

また、専門性を確保するための人材の育成に努めます。

・ 自立支援

こどもの意志を尊重した相談指導を行い、その人らしい生活ができるよう支援をします。

・ リスクマネジメント

日頃から危険な行為及び危険な個所をチェックし安全管理に努めます。

・ 環境整備・美化

こどもたちと明るい環境で快適に過ごせるよう整備・美化に努めます。また設備・備品を大切にします。

・ 地域との共生

支援が必要と思われるこども・子育て中の家庭に対し各関係機関・団体はもとより、地域の方々とともにネットワークの構築に努め、将来を担うこどもたちを支えます。

・ 地域交流

地域ニーズを的確に捉え、専門的知識・技術を提供します。また地域のイベント等へ積極的に参加し地域社会との交流を深め地域の一員として活動します。

・ 災害への対応

災害に備え訓練、備蓄を行い、地域と連携して可能な限り支援活動に努めます。

・ 法令遵守

関係法令や諸規定の内容と精神を理解し、遵守します。

・ 個人情報保護と情報の発信・開示

個人情報を適切に取り扱います。また、必要な情報を発信・開示します。

・ 自己研鑽

仕事を通じて、自己実現のために目標を掲げて自己研鑽に努めます。

- ・ **相互協力と業務遂行**

職員相互が目的・情報を共有し、リーダーシップ・メンバーシップを発揮し、活力と和を大切にした環境づくりに努め、効果的な業務遂行を心がけます。

- ・ **改善意識**

施設運営や事業・業務に関し、積極的に改善・改革について意見や希望を発信し、企画立案に参加します。